

新型コロナウイルス感染症対策本部（第50回）

日時：令和2年12月28日（月）

17時00分～17時20分

場所：官邸2階 大ホール

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）新型コロナウイルス感染症への対応について

3. 閉 会

（配布資料）

資料1 厚生労働省提出資料

資料2 内閣官房（副長官補室）提出資料

資料3 厚生労働省提出資料

資料4 内閣官房（新型コロナウイルス感染症対策推進室）提出資料

最近の感染状況等について

令和2年12月28日(月)

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症の発生状況

【国内事例】括弧内は前日比

※令和2年12月27日24時時点

| | PCR検査 実施人数(※3) | 陽性者数 | 入院治療等を要する者 | | 退院又は療養解除と なった者の数 | 死亡者数 | 確認中(※4) |
|-----------------------------------|------------------------|-----------------------|------------------|----------------|---------------------|----------------|-----------------|
| | | | | うち重症者 | | | |
| 国内事例(※1,※5) (チャーター便帰国 者を除く) | 4,326,942 (+11,963) | 218,374 (+2,939)※2 | 31,098 (+729) | 661 (+2) ※6 | 182,947 (+2,065) | 3,251 (+39) | 1,290 (+100) |
| 空港検疫 | 398,195 (+2,152)※7 | 1,847 (+11) | 146 (+10) | 0 | 1,700 (+1) | 1 | 0 |
| チャーター便 帰国者事例 | 829 | 15 | 0 | 0 | 15 | 0 | 0 |
| 合計 | 4,725,966 (+14,115) | 220,236 (+2,950)※2 | 31,244 (+739) | 661 (+2) ※6 | 184,662 (+2,066) | 3,252 (+39) | 1,290 (+100) |

- ※1 チャーター便を除く国内事例については、令和2年5月8日公表分から（退院者及び死亡者については令和2年4月21日公表分から）、データソースを従来の厚生労働省が把握した個票を積み上げたものから、各自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げたものに変更した。
- ※2 新規陽性者数は、各自治体がプレスリリースしている個別の事例数（再陽性例を含む）を積み上げて算出したものであり、前日の総数からの増減とは異なる場合がある。
- ※3 一部自治体については件数を計上しているため、実際の人数より過大となっている。件数ベースでウェブ掲載している自治体については、前日比の算出にあたって件数ベースの差分としている。前日の検査実施人数が確認できない場合については最終公表時点の数値との差分を計上している。
- ※4 PCR検査陽性者数から入院治療等を要する者の数、退院又は療養解除となった者の数、死亡者の数を減じて厚生労働省において算出したもの。なお、療養解除後に再入院した者を陽性者数として改めて計上していない県があるため、合計は一致しない。
- ※5 国内事例には、空港検疫にて陽性が確認された事例を国内事例としても公表している自治体の当該事例数は含まれていない。
- ※6 一部の都道府県における重症者数については、都府県独自の基準に則って発表された数値を用いて計算しており、集中治療室（ICU）等での管理が必要な患者は含まれていない。
- ※7 空港検疫については、7月29日から順次、抗原定量検査を実施しているため、同検査の件数を含む。なお、空港検疫の検査実施人数等については、公表日の前日の0時時点で計上している。

【上陸前事例】括弧内は前日比

| | PCR検査陽性者 ※【 】は無症状病原体保有者数 | 退院等している者 | 人工呼吸器又は集中治療室 に入院している者 ※4 | 死亡者 |
|-------------------------------------|-----------------------------|----------|-----------------------------|-------|
| クルーズ船事例 (水際対策で確認) (3,711人) ※1 | 712 ※2 【331】 | 659 ※3 | 0 ※6 | 13 ※5 |

- ※1 那覇港出港時点の人数。うち日本国籍の者1,341人
- ※2 船会社の医療スタッフとして途中乗船し、PCR陽性となった1名は含めず、チャーター便で帰国した40名を含む。国内事例同様入院後に有症状となった者は無症状病原体保有者数から除いている。
- ※3 退院等している者659名のうち有症状364名、無症状295名。チャーター便で帰国した者を除く。
- ※4 37名が重症から軽～中等症へ改善（うち37名は退院）
- ※5 この他にチャーター便で帰国後、3月1日に死亡したとオーストラリア政府が発表した1名がいる。
- ※6 新型コロナウイルス関連疾患が軽快後、他疾患により重症の者が1名いる。

都道府県別新規陽性者数（報告日別）（空港検疫、チャーター便、クルーズ船案件を除く）

| 報告日 | 12月14日 | 12月15日 | 12月16日 | 12月17日 | 12月18日 | 12月19日 | 12月20日 | 12月21日 | 12月22日 | 12月23日 | 12月24日 | 12月25日 | 12月26日 | 12月27日 | 直近2週間の合計 | | | 増減率 | 直近1週間合計 (人口10万対) | 全期間の 合計 | |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------------------|----------------------|--------|-------|---------------------|------------|---------|
| | | | | | | | | | | | | | | | 12月14日から 12月20日まで | 12月21日から 12月27日まで | | | | | |
| 全 国 | 1,681 | 2,403 | 2,987 | 3,207 | 2,832 | 3,041 | 2,402 | 1,786 | 2,667 | 3,264 | 3,777 | 3,929 | 3,695 | 2,939 | 40,610 | 18,553 | 22,057 | 1.19 | 17.48 | 219,694 | 全 国 |
| 北 海 道 | 125 | 104 | 86 | 139 | 141 | 132 | 135 | 110 | 74 | 114 | 123 | 97 | 161 | 85 | 1,626 | 862 | 764 | 0.89 | 14.55 | 12,961 | 北 海 道 |
| 青 森 | 2 | 7 | 1 | 7 | 0 | 0 | 0 | 1 | 5 | 7 | 4 | 7 | 8 | 6 | 55 | 17 | 38 | 2.24 | 3.05 | 428 | 青 森 |
| 岩 手 | 4 | 9 | 3 | 9 | 0 | 3 | 5 | 1 | 5 | 2 | 5 | 5 | 10 | 9 | 70 | 33 | 37 | 1.12 | 3.02 | 372 | 岩 手 |
| 宮 城 | 16 | 37 | 45 | 54 | 16 | 47 | 33 | 6 | 41 | 51 | 48 | 48 | 56 | 39 | 537 | 248 | 289 | 1.17 | 12.53 | 2,065 | 宮 城 |
| 秋 田 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 8 | 1 | 8 | 10 | 2 | 31 | 1 | 30 | 30.00 | 3.11 | 125 | 秋 田 |
| 山 形 | 12 | 16 | 9 | 6 | 6 | 7 | 5 | 10 | 6 | 4 | 11 | 10 | 3 | 0 | 105 | 61 | 44 | 0.72 | 4.08 | 358 | 山 形 |
| 福 島 | 11 | 15 | 21 | 14 | 10 | 15 | 35 | 22 | 4 | 24 | 19 | 43 | 21 | 21 | 275 | 121 | 154 | 1.27 | 8.34 | 886 | 福 島 |
| 茨 城 | 25 | 18 | 23 | 28 | 17 | 19 | 16 | 16 | 19 | 19 | 39 | 27 | 27 | 27 | 320 | 146 | 174 | 1.19 | 6.08 | 2,307 | 茨 城 |
| 栃 木 | 10 | 35 | 23 | 30 | 21 | 13 | 20 | 17 | 34 | 33 | 24 | 35 | 42 | 28 | 365 | 152 | 213 | 1.40 | 11.01 | 1,236 | 栃 木 |
| 群 馬 | 31 | 25 | 63 | 48 | 48 | 30 | 36 | 17 | 23 | 28 | 43 | 53 | 37 | 38 | 520 | 281 | 239 | 0.85 | 12.31 | 2,172 | 群 馬 |
| 埼 玉 | 102 | 170 | 179 | 196 | 201 | 226 | 161 | 117 | 196 | 230 | 251 | 298 | 265 | 211 | 2,803 | 1,235 | 1,568 | 1.27 | 21.33 | 13,257 | 埼 玉 |
| 千 葉 | 80 | 119 | 123 | 149 | 150 | 130 | 119 | 118 | 152 | 147 | 286 | 299 | 59 | 106 | 2,037 | 870 | 1,167 | 1.34 | 18.65 | 10,228 | 千 葉 |
| 東 京 | 305 | 460 | 678 | 822 | 664 | 736 | 556 | 392 | 563 | 748 | 888 | 884 | 949 | 708 | 9,353 | 4,221 | 5,132 | 1.22 | 36.87 | 56,578 | 東 京 |
| 神 奈 川 | 121 | 226 | 287 | 319 | 295 | 315 | 238 | 188 | 348 | 346 | 495 | 466 | 480 | 343 | 4,467 | 1,801 | 2,666 | 1.48 | 28.98 | 19,518 | 神 奈 川 |
| 新 潟 | 8 | 6 | 4 | 3 | 7 | 7 | 5 | 3 | 5 | 9 | 15 | 14 | 17 | 2 | 105 | 40 | 65 | 1.63 | 2.92 | 508 | 新 潟 |
| 富 山 | 1 | 1 | 2 | 3 | 4 | 3 | 5 | 11 | 0 | 4 | 21 | 10 | 0 | 3 | 68 | 19 | 49 | 2.58 | 4.69 | 542 | 富 山 |
| 石 川 | 6 | 6 | 8 | 8 | 9 | 7 | 6 | 7 | 7 | 6 | 18 | 12 | 12 | 12 | 124 | 50 | 74 | 1.48 | 6.50 | 1,035 | 石 川 |
| 福 井 | 0 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 4 | 2 | 1 | 14 | 5 | 9 | 1.80 | 1.17 | 346 | 福 井 |
| 山 梨 | 3 | 5 | 4 | 4 | 6 | 11 | 4 | 0 | 4 | 10 | 7 | 6 | 3 | 7 | 74 | 37 | 37 | 1.00 | 4.56 | 528 | 山 梨 |
| 長 野 | 20 | 14 | 15 | 7 | 10 | 10 | 13 | 4 | 3 | 8 | 10 | 17 | 17 | 21 | 169 | 89 | 80 | 0.90 | 3.90 | 1,127 | 長 野 |
| 岐 阜 | 11 | 35 | 41 | 44 | 53 | 36 | 13 | 17 | 35 | 56 | 56 | 38 | 45 | 45 | 525 | 233 | 292 | 1.25 | 14.70 | 2,023 | 岐 阜 |
| 静 岡 | 27 | 24 | 31 | 37 | 24 | 30 | 15 | 13 | 30 | 35 | 38 | 28 | 31 | 24 | 387 | 188 | 199 | 1.06 | 5.46 | 2,574 | 静 岡 |
| 愛 知 | 114 | 216 | 248 | 238 | 219 | 300 | 90 | 92 | 190 | 239 | 270 | 265 | 265 | 216 | 2,962 | 1,425 | 1,537 | 1.08 | 20.35 | 15,683 | 愛 知 |
| 三 重 | 17 | 14 | 17 | 12 | 7 | 9 | 13 | 7 | 10 | 15 | 11 | 11 | 13 | 14 | 170 | 89 | 81 | 0.91 | 4.55 | 1,225 | 三 重 |
| 滋 賀 | 6 | 8 | 9 | 8 | 9 | 15 | 6 | 20 | 11 | 14 | 16 | 28 | 49 | 25 | 224 | 61 | 163 | 2.67 | 11.53 | 1,094 | 滋 賀 |
| 京 都 | 40 | 71 | 97 | 84 | 79 | 81 | 63 | 47 | 81 | 88 | 107 | 121 | 135 | 94 | 1,188 | 515 | 673 | 1.31 | 26.05 | 4,461 | 京 都 |
| 大 阪 | 185 | 306 | 396 | 351 | 309 | 311 | 250 | 180 | 283 | 312 | 289 | 294 | 299 | 233 | 3,998 | 2,108 | 1,890 | 0.90 | 21.46 | 28,991 | 大 阪 |
| 兵 庫 | 65 | 144 | 135 | 164 | 128 | 126 | 103 | 44 | 190 | 169 | 152 | 232 | 175 | 165 | 1,992 | 865 | 1,127 | 1.30 | 20.62 | 9,345 | 兵 庫 |
| 奈 良 | 18 | 18 | 25 | 21 | 23 | 28 | 25 | 31 | 26 | 36 | 33 | 30 | 31 | 37 | 382 | 158 | 224 | 1.42 | 16.84 | 1,854 | 奈 良 |
| 和 歌 山 | 3 | 5 | 6 | 2 | 2 | 1 | 5 | 4 | 5 | 3 | 0 | 1 | 3 | 2 | 42 | 24 | 18 | 0.75 | 1.95 | 599 | 和 歌 山 |
| 鳥 取 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 4 | 5 | 0 | 5 | 3 | 8 | 28 | 2 | 26 | 13.00 | 4.68 | 96 | 鳥 取 |
| 島 根 | 2 | 0 | 2 | 4 | 4 | 1 | 2 | 0 | 0 | 5 | 3 | 1 | 4 | 8 | 36 | 15 | 21 | 1.40 | 3.12 | 202 | 島 根 |
| 岡 山 | 27 | 21 | 32 | 27 | 26 | 60 | 111 | 29 | 13 | 35 | 27 | 31 | 28 | 21 | 488 | 304 | 184 | 0.61 | 9.74 | 1,266 | 岡 山 |
| 広 島 | 107 | 74 | 88 | 141 | 83 | 91 | 98 | 80 | 76 | 119 | 102 | 141 | 105 | 89 | 1,394 | 682 | 712 | 1.04 | 25.39 | 3,011 | 広 島 |
| 山 口 | 2 | 3 | 1 | 4 | 8 | 5 | 6 | 4 | 4 | 14 | 8 | 9 | 13 | 8 | 89 | 29 | 60 | 2.07 | 4.42 | 525 | 山 口 |
| 徳 島 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 8 | 4 | 4 | 1.00 | 0.55 | 195 | 徳 島 |
| 香 川 | 0 | 1 | 4 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 | 2 | 20 | 27 | 7 | 8 | 9 | 82 | 8 | 74 | 9.25 | 7.74 | 282 | 香 川 |
| 愛 媛 | 1 | 3 | 7 | 2 | 2 | 0 | 1 | 0 | 4 | 3 | 7 | 9 | 9 | 8 | 56 | 16 | 40 | 2.50 | 2.99 | 416 | 愛 媛 |
| 高 知 | 11 | 36 | 28 | 23 | 10 | 13 | 23 | 17 | 31 | 24 | 19 | 12 | 14 | 8 | 269 | 144 | 125 | 0.87 | 17.91 | 626 | 高 知 |
| 福 岡 | 58 | 69 | 141 | 107 | 139 | 134 | 98 | 93 | 88 | 156 | 149 | 143 | 160 | 137 | 1,672 | 746 | 926 | 1.24 | 18.14 | 8,295 | 福 岡 |
| 佐 賀 | 4 | 6 | 8 | 5 | 2 | 4 | 0 | 2 | 6 | 7 | 9 | 6 | 4 | 2 | 65 | 29 | 36 | 1.24 | 4.42 | 445 | 佐 賀 |
| 長 崎 | 7 | 10 | 7 | 7 | 18 | 7 | 23 | 19 | 26 | 12 | 35 | 26 | 19 | 29 | 245 | 79 | 166 | 2.10 | 12.51 | 566 | 長 崎 |
| 熊 本 | 29 | 32 | 25 | 34 | 29 | 30 | 21 | 14 | 25 | 30 | 31 | 80 | 25 | 31 | 436 | 200 | 236 | 1.18 | 13.50 | 1,693 | 熊 本 |
| 大 分 | 6 | 12 | 9 | 13 | 3 | 7 | 8 | 2 | 4 | 7 | 9 | 7 | 14 | 3 | 104 | 58 | 46 | 0.79 | 4.05 | 620 | 大 分 |
| 宮 崎 | 6 | 7 | 6 | 10 | 12 | 11 | 8 | 3 | 3 | 7 | 7 | 10 | 11 | 4 | 105 | 60 | 45 | 0.75 | 4.19 | 710 | 宮 崎 |
| 鹿 児 島 | 14 | 12 | 9 | 4 | 6 | 7 | 2 | 4 | 9 | 15 | 15 | 9 | 17 | 20 | 143 | 54 | 89 | 1.65 | 5.56 | 966 | 鹿 児 島 |
| 沖 縄 | 38 | 2 | 36 | 18 | 32 | 20 | 22 | 21 | 21 | 37 | 48 | 41 | 36 | 30 | 402 | 168 | 234 | 1.39 | 16.10 | 5,205 | 沖 縄 |
| その他(※2) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | 149 | その他(※2) |

※1 過去分の報告があった県については、報告日別に過去に遡って計上した

※2 その他は、長崎県のクルーズ船における陽性者数

※3 人口10万対の人数は、令和元年10月1日現在の都道府県別推計人口（総務省）により算出している

※4 各都道府県における報告日別は、次のとおり色分けをしている

100以上：赤、50～99：橙、10～49：黄

※5 二重下線は、各都道府県における過去最多新規陽性者数（報告日別）

※6 直近1週間合計（人口10万対）は、次のとおり色分けしている

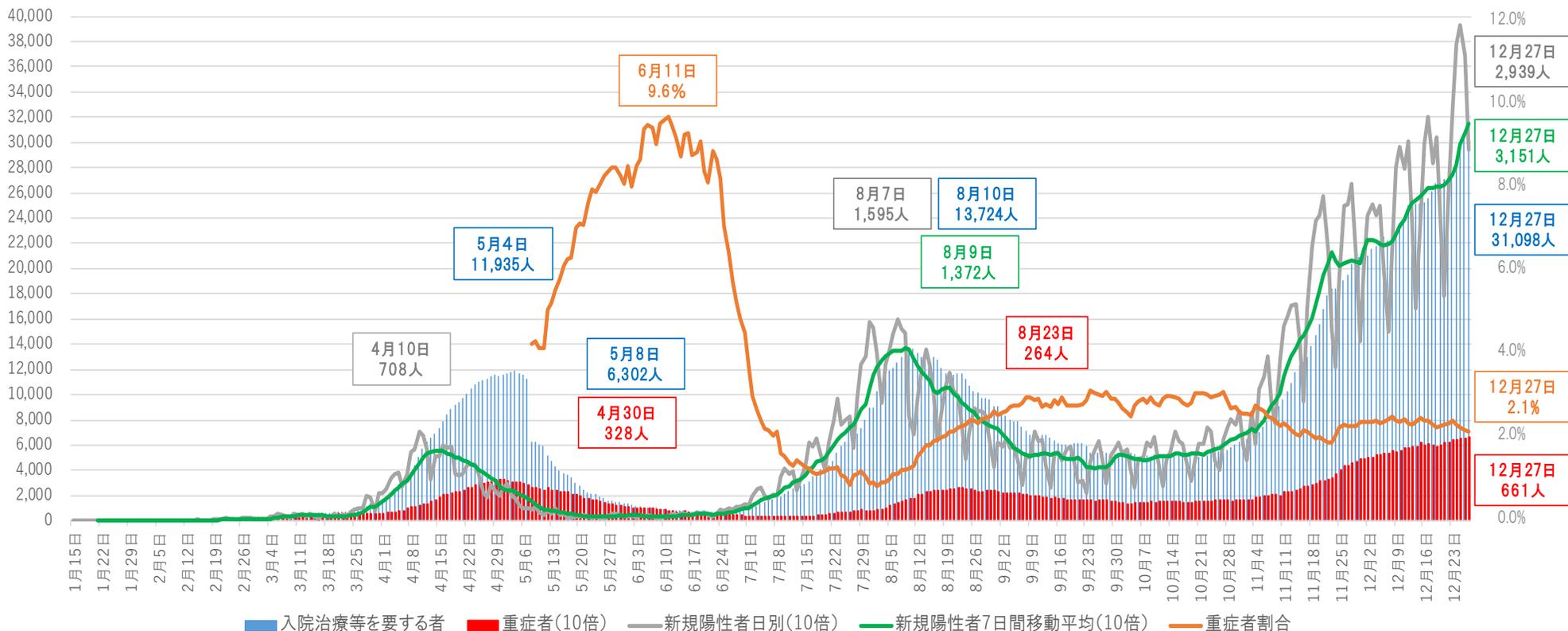
10以上：赤、1～10：橙、0.5～1.0：黄

| | |
|------------------------------|--------------|
| 増減率が1より大きく、直近1週間合計が1以上の都道府県数 | 感染者数ゼロの都道府県数 |
| 34 | 0 |

入院治療等を要する者・重症者・新規陽性者数等の推移

入院治療等を要する者・重症者・新規陽性者（人）

重症者割合（％）



※1 チャーター便を除く国内事例。令和2年5月8日公表分から、データソースを従来の厚生労働省が把握した個票を積み上げたものから、各自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げたものに変更した。

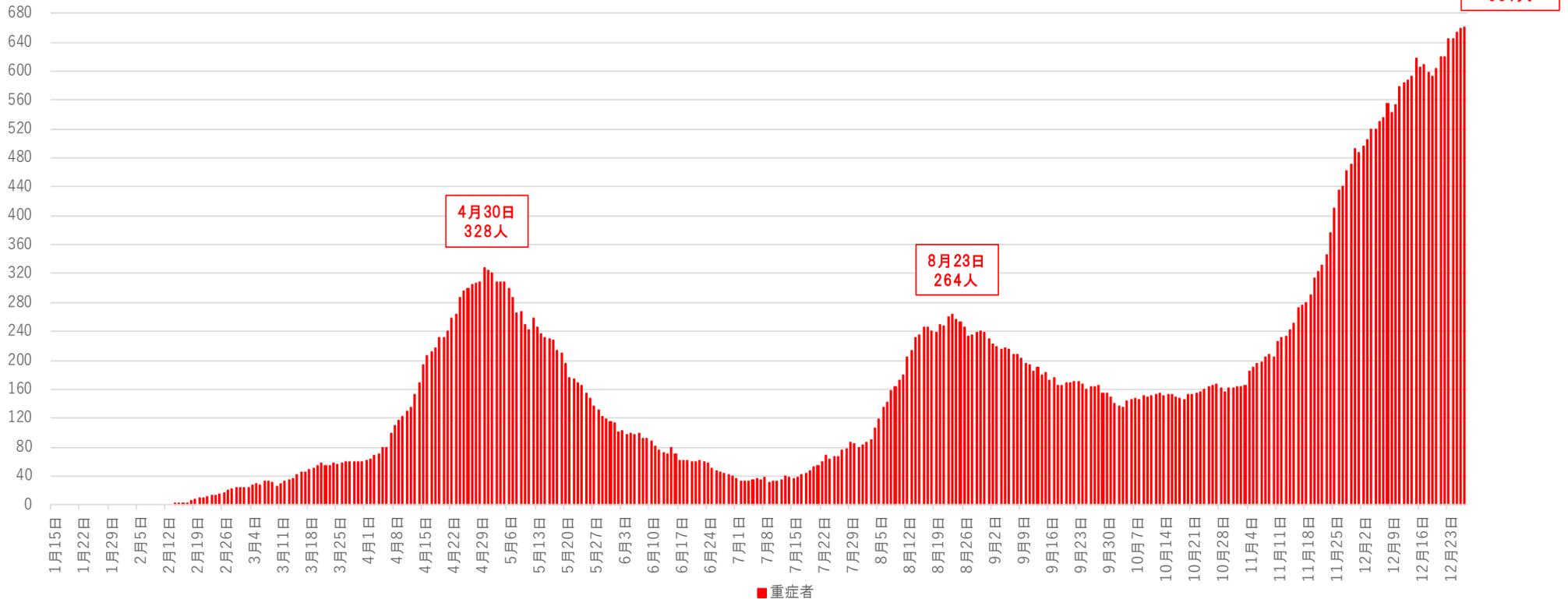
※2 重症者割合は、集計方法を変更した5月8日から算出している。重症者割合は「入院治療等を要する者」に占める重症者の割合。

※3 入院治療等を要する者・重症者と新規陽性者は表示上のスケールが異なるので（新規陽性者及び重症者数は10倍に拡大して表示）、比較の場合には留意が必要。

※4 一部の都道府県においては、重症者数については、都道府県独自の基準に則って発表された数値を用いて計算しており、集中治療室（ICU）等での管理が必要な患者は含まれていない。

重症者等の推移

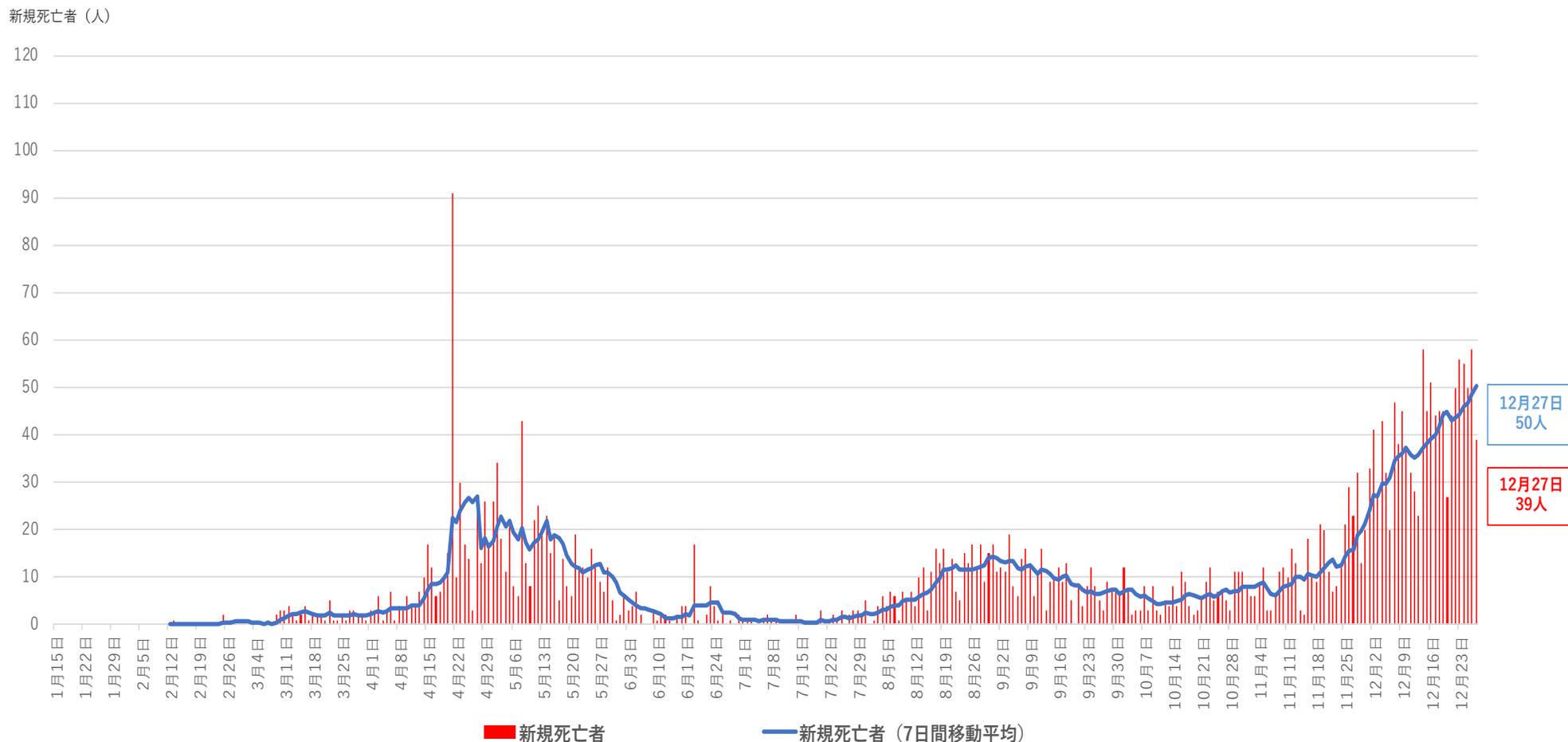
重症者（人）



※1 チャーター便を除く国内事例。令和2年5月8日公表分から、データソースを従来の厚生労働省が把握した個票を積み上げたものから、各自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げたものに変更した。

※2 一部の都道府県においては、重症者数については、都道府県独自の基準に則って発表された数値を用いて計算しており、集中治療室（ICU）等での管理が必要な患者は含まれていない。

新規死亡者の推移



※ チャーター便を除く国内事例。令和2年4月21日公表分から、データソースを従来の厚生労働省が把握した個票を積み上げたものから、各自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げたものに変更した。

<感染状況について>

- ・ 全国の新規感染者数は、増加が続き、過去最多の水準。首都圏では東京を中心に増加が続いており、関西圏、中部圏では、明らかな減少は見られない。また、大都市圏の感染拡大が波及することにより、新たな地域での感染拡大の動きも続き、全国的に感染が拡大している。
実効再生産数：全国的には1を上回る水準となっている（12月6日時点）。東京等首都圏、愛知、京都、大阪、兵庫などで1週間平均で1を超える水準となっている（12月6日時点）。
- ・ 11月以降の対策にもかかわらず、関東圏、中部圏、関西圏では新規感染者数の明らかな減少が見られていない。これに伴い、入院者数、重症者数、死亡者数の増加が続いている。対応を続けている保健所や医療機関の職員はすでに相当に疲弊している。予定された手術や救急の受入等の制限や、病床を確保するための転院、認知症や透析の必要がある方など入院調整に困難をきたす事例など通常医療への影響も見られており、医療提供体制等が相対的に弱まる年末年始が迫る中、各地で迅速な発生時対応や新型コロナの診療と通常の医療との両立が困難な状況が懸念される。
- ・ 英国で、最近の流行の主な系統となった変異株については、ECDC等からは、重症化を示唆するデータは認めない一方、感染性が高いとの指摘がなされており、医療への負荷が危惧される。この変異株については、これまでのところ国内では確認されていないが、輸入リスクについて留意が必要である。

【感染拡大地域の動向】

- ①北海道 新規感染者数は減少傾向が見られる。新規感染の多くは病院・施設内の感染。旭川市の医療機関および福祉施設内の感染状況は引き続き注意が必要。
- ②首都圏 東京都で新規感染者数の増加が継続し、直近の一週間では10万人あたり30人を超えている。医療提供体制も非常に厳しい状況が継続。重症者の受入が困難になりつつある。また、病床確保のため、通常の医療を行う病床を転用する必要性が生じてきている。感染者の抑制のための実効的な取組が求められる状況にあり、感染経路は不明者が多いが飲食を介した感染の拡大が推定される。首都圏全体でも、埼玉、神奈川、千葉でも新規感染者が増加しており、医療提供体制が厳しい状況。
- ③関西圏 大阪では新規感染者数に減少の動きが見られるが、依然高い水準。重症者数の増加も継続し、医療提供体制の厳しさが増大。院内感染と市中での感染が継続。感染経路不明割合は約6割。兵庫でも感染が継続。医療提供体制が厳しい状況。京都では新規感染者数の増加が継続。奈良でも感染が継続。
- ④中部圏 名古屋市とその周辺で感染が継続。名古屋市では新規感染者数が高止まりし、減少傾向が見られない。医療の提供体制が厳しい状況が継続。岐阜県でも感染が継続。

※沖縄は、新規感染者数は減少傾向であるが、感染が継続。その他、宮城、群馬、岡山、広島、高知、福岡、熊本などこれまで大きな感染が見られなかった地域でも、新たな感染拡大や再拡大の動きが見られる。特に、広島では、広島市を中心に新規感染者数が大幅に増加し、医療提供体制が急速に厳しくなっている。

＜感染状況の分析＞

- 主に北海道、首都圏、愛知、大阪における11月からの対策による感染状況へのインパクトについて分析した。
 - 北海道では、飲食店の時短要請が早かった札幌では11月中旬から人流の減少がみられ、実効再生産数が1以下を継続している。北海道全体でも新規感染者数の減少が続いている。しかし、直近では実効再生産数が1に近づきつつあり、注意が必要。
 - 東京都では11月下旬に一時、実効再生産数が1以下となったが、その後1以上が継続している。時短要請が行われているものの、人流の低下は見られていない。東京の感染が継続することで周辺自治体にも拡大し、埼玉、千葉、神奈川とともに首都圏で新規感染者の増加が継続している。
 - 大阪府では、大阪市の11月下旬以降営業時短地域における人流の減少が見られ、実効再生産数が1近辺となった。大阪府でも12月中旬から新規感染者がやや減少傾向となった。しかし、関西圏で、京都は増加が継続、兵庫は高止まりの状況
 - 愛知県では人流の減少は小さく、実効再生産数も1近辺が続いている。新規感染者数は高止まりの状況。
 - 人流の増減と実効再生産数の上下には一定の関係が見られる。
- 以上のように、北海道以外は新規感染者数の明らかな減少が見られていない。関東圏では増加が継続しているが、特に東京における感染の継続が周辺自治体の感染拡大にも影響している。大都市圏の感染拡大は、最近の地方における感染の発生にも影響していると考えられ、大都市における感染を抑制しなければ、地方での感染を抑えることも困難になる。
- 飲食などの社会活動が活発な20-50才台の世代の感染が多く、大都市圏も含め直近の感染拡大では、飲食をする場面が主な感染拡大の要因と考えられる。

＜必要な対策＞

- 感染が拡大・継続している地域、特に、ステージⅢ相当の対策が必要で、分科会の提言にあるシナリオ3および2相当と考えられる地域においては、取組の強化が必要である。特に東京をはじめとする首都圏では、新規感染者数の増加が続いているため早急に対策の強化が求められる。
- これまで大きな感染が見られなかった地域でも感染の発生が見られており、医療機関、福祉施設における感染も頻発している。特に急速な感染拡大により、医療提供体制の急速な悪化が起こりうるため、年末に向けて、宿泊療養施設を含め医療提供体制の準備・確保等を直ちに進める必要がある。感染拡大が見られる場合には、飲食店の時短要請等の対策も検討する必要がある。
- 感染拡大の抑制には、市民の皆様の協力が不可欠である。忘年会や新年会を避けるとともに、年末年始の買い物も混雑を避けるなど静かな年末年始を過ごしていただくよう、適切かつ強力なメッセージを発信していくことが求められる。
- 12月14日の政府対策本部で年明けまでを見据えた対策の強化策が示されたが、こうした取組の効果を注視し、感染状況の分析・評価を進めて行く必要がある。その上で、効果が不十分であれば必要な対応を検討することが求められる。
- さらに、国内の厳しい感染状況の中で、英国等で見られる変異株の流入による感染拡大を防ぐことが必要である。このため、関係国との往来の在り方や検査・モニタリングの在り方について、適切な対応を速やかに行うべきである。

直近の感染状況等

○新規感染者数の動向(対人口10万人(人))

| | 12/7～12/13 | 12/14～12/20 | 12/21～12/27 |
|-----|--------------------|--------------------|--------------------|
| 全国 | 13.96人 (17,610人) ↑ | 14.71人 (18,553人) ↑ | 17.48人 (22,057人) ↑ |
| 東京 | 25.29人 (3,521人) ↑ | 30.32人 (4,221人) ↑ | 36.87人 (5,132人) ↑ |
| 神奈川 | 15.37人 (1,414人) ↑ | 19.58人 (1,801人) ↑ | 28.98人 (2,666人) ↑ |
| 愛知 | 18.27人 (1,380人) ↑ | 18.87人 (1,425人) ↑ | 20.35人 (1,537人) ↑ |
| 大阪 | 27.49人 (2,422人) ↓ | 23.93人 (2,108人) ↓ | 21.46人 (1,890人) ↓ |
| 北海道 | 24.69人 (1,296人) ↓ | 16.42人 (862人) ↓ | 14.55人 (764人) ↓ |
| 福岡 | 10.99人 (561人) ↑ | 14.62人 (746人) ↑ | 18.14人 (926人) ↑ |
| 沖縄 | 15.83人 (230人) ↓ | 11.56人 (168人) ↓ | 16.10人 (234人) ↑ |

○検査体制の動向(検査数、陽性者割合)

| | 11/30～12/6 | 12/7～12/13 | 12/14～12/20 |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|
| 全国 | 265,568件 ↑ 5.8% ↓ | 268,288件 ↑ 6.6% ↑ | 314,999件 ↑ 5.9% ↓ |
| 東京 | 56,447件 ↑ 5.4% ↓ | 56,033件 ↓ 6.3% ↑ | 65,182件 ↑ 6.5% ↑ |
| 神奈川 | 22,753件 ↓ 5.1% ↑ | 23,999件 ↑ 5.9% ↑ | 26,911件 ↑ 6.7% ↑ |
| 愛知 | 13,543件 ↑ 9.8% ↓ | 13,950件 ↑ 9.9% ↑ | 14,305件 ↑ 10.0% ↑ |
| 大阪 | 26,714件 ↑ 9.3% ↓ | 24,168件 ↓ 10.0% ↑ | 26,617件 ↑ 7.9% ↓ |
| 北海道 | 15,079件 ↑ 8.8% ↓ | 16,522件 ↑ 7.8% ↓ | 16,224件 ↓ 5.3% ↓ |
| 福岡 | 10,914件 ↑ 2.4% ↓ | 11,292件 ↑ 5.0% ↑ | 14,746件 ↑ 5.1% ↑ |
| 沖縄 | 5,132件 ↑ 5.5% ↓ | 3,398件 ↓ 6.8% ↑ | 3,706件 ↑ 4.5% ↓ |

○入院患者数の動向(入院者数(対受入確保病床数))

| | 12/9 | 12/16 | 12/23 |
|-----|-----------------|------------------|------------------|
| 全国 | 9,222人(33.7%) ↑ | 10,047人(36.9%) ↑ | 10,470人(38.1%) ↑ |
| 東京 | 1,851人(46.3%) ↑ | 1,987人(49.7%) ↑ | 2,148人(53.7%) ↑ |
| 神奈川 | 436人(22.5%) ↓ | 453人(23.4%) ↑ | 537人(27.7%) ↑ |
| 愛知 | 423人(45.3%) ↑ | 513人(54.9%) ↑ | 518人(55.5%) ↑ |
| 大阪 | 796人(55.6%) ↓ | 975人(65.3%) ↑ | 1,031人(66.9%) ↑ |
| 北海道 | 998人(55.1%) ↑ | 992人(54.8%) ↓ | 926人(51.1%) ↓ |
| 福岡 | 138人(25.0%) ↑ | 216人(39.2%) ↑ | 237人(43.0%) ↑ |
| 沖縄 | 209人(46.8%) ↓ | 191人(41.9%) ↓ | 142人(30.3%) ↓ |

○重症者数の動向(入院者数(対受入確保病床数))

| | 12/9 | 12/16 | 12/23 |
|-----|---------------|---------------|-----------------|
| 全国 | 842人(23.6%) ↑ | 950人(26.6%) ↑ | 1,017人(28.1%) ↑ |
| 東京 | 275人(55.0%) ↑ | 332人(66.4%) ↑ | 343人(68.6%) ↑ |
| 神奈川 | 65人(32.5%) ↑ | 56人(28.0%) ↓ | 57人(28.5%) ↑ |
| 愛知 | 28人(40.0%) ↓ | 35人(50.0%) ↑ | 39人(37.9%) ↑ |
| 大阪 | 212人(57.9%) ↑ | 219人(55.3%) ↑ | 256人(64.5%) ↑ |
| 北海道 | 26人(14.3%) ↓ | 34人(18.7%) ↑ | 31人(17.0%) ↓ |
| 福岡 | 9人(10.0%) ↑ | 12人(11.5%) ↑ | 12人(11.5%) → |
| 沖縄 | 21人(39.6%) ↓ | 19人(35.8%) ↓ | 15人(28.3%) ↓ |

※ 「入院患者数の動向」は、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症患者の療養状況、病床数等に関する調査」による。この調査では、記載日の0時時点で調査・公表している。
重症者数については、8月14日公表分以前とは対象者の基準が異なる。↑は前週と比べ増加、↓は減少、→は同水準を意味する。

感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制パッケージ

基本的な考え方

- これまで、**新型コロナウイルス感染症患者に対する医療**と、必要とされる**一般医療を両立**して確保することを目指し、都道府県では策定した**病床確保計画**に基づき、**病床確保**を推進。
- 一方、全国の新規感染者数の増加が続き、過去最多の水準であるなど、**急激に感染拡大が進行**。
- これに伴い、入院者数、重症者数の増加が続いており、対応を続けている**医療従事者への負荷も増大**。今後も、**継続して**医療従事者へ**負荷がかかる**ことが見込まれる。
- こうした**新たな局面**においても、**一般医療を確保しつつ**、**新型コロナウイルス感染症患者に対する医療提供体制を拡充**していくため、以下の取組を**推進**。

1. **更なる病床確保**のための新型コロナ患者の入院受入医療機関への**緊急支援**
2. **既存施設等の最大限の活用**等による**病床確保**
3. **院内感染の早期収束**支援
4. **看護師等の医療従事者派遣**の支援等による**人材確保**
5. **高齢者施設等での感染予防**及び感染発生時の**早期収束**

I. 入院受入 医療機関への 緊急支援

1. 更なる病床確保のための新型コロナ患者の入院受入医療機関への緊急支援

- ・感染者の急増により、新型コロナ患者を受け入れる病床が一部の地域で逼迫し始めている中で、さらに必要となる**新型コロナ患者の受入病床と人員を確保**するため、今年度中の緊急的な措置として、**受入体制を強化するための支援**を行う。

1. 感染が拡大し、医療への負荷が高まっているときの入院の考え方

- ・「**診療の手引き**」を改訂し、医師が入院の必要性を判断する必要がある場合に参考となるよう、重症化のリスク因子等を提示。
- ・感染拡大時に入院治療が必要な患者の考え方を**地域で協議して活用している地域の取組事例を紹介**。
- ・都道府県調整本部等が行う**患者の入院調整や各医療機関の患者受入状況について、地域の医療機関間での情報共有(見える化)を促進**。
- ・院内感染発生時には、必要な支援を行った上で、状況に応じてその医療機関で陽性患者の療養を実施。

2. 治療後、回復した患者を受け入れる後方医療機関の支援等

- ・新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた保険医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で実施される入院診療を評価する観点から、当該患者について、**いずれの入院料を算定する場合であっても、二類感染症患者入院診療算の3倍(750点)を算定**。
- ・介護施設について、**施設基準、人員基準等の柔軟な取扱いや暫定ケアプランの活用が可能**との周知を行い、退院患者の受入れを促進。

3. 緊急時の柔軟な職員配置

- ・コロナ患者等の受け入れ医療機関やコロナ患者等の受け入れ医療機関等に職員を派遣した医療機関では、診療報酬上の看護配置や月平均夜勤時間数等の要件を柔軟に運用可能と改めて周知。

4. 宿泊・自宅療養の活用

- ・病床確保や都道府県全体の入院調整に最大限努力したうえで、なお、病床がひっ迫する場合には、医師が入院の必要が無いと判断した無症状者や軽症患者は、高齢者等も含め**宿泊療養・自宅療養を活用**(丁寧な健康観察を実施)。

5. 既存施設・敷地の最大限の活用

- ・ICUを含む多床室形式のユニット部分について、ゾーニングのための改修等による、既存施設を活用した病床増床の支援(臨時区画整備や簡易陰圧装置の設置等の支援について改めて周知)。
- ・プレハブ病棟はゾーニングしやすい形で新たに設置できるため、医療従事者等が確保できる場合には、医療法の特例の活用等により、医療機関内の敷地内にプレハブ病棟を設置することが可能であること、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により、簡易病室及び付帯する備品の整備が支援対象であることを明確化。

II. 確保病床の 最大限の活用

Ⅲ. 院内感染時の対応策

1. 新型コロナ院内感染の早期収束支援

- ・院内感染発生時に早期の収束を実現するため、当該医療機関で取るべき、ゾーニング等の感染管理の方法、外部からの人的支援・物資支援、国の財政支援（重点医療機関の病床確保料、消毒・清掃・リネン交換等の感染拡大防止等支援）の活用について提示。これらにより、無症状者や軽症患者等が当該医療機関で療養を継続することを可能とする。
- ・外来・入院受入れの維持や停止後の早期再開のための確認事項（ゾーニングや感染対策の対応状況等）を提示。

1. 新型コロナ患者に対応する医療従事者の確保支援

- ・感染者の急増により、新型コロナ患者を受け入れる病床が一部の地域で逼迫し始めている中で、さらに必要となる**新型コロナ患者の受入病床と人員を確保**するため、今年度中の緊急的な措置として、**受入体制を強化するための支援**を行う（再掲）。

2. 看護師等の医療従事者派遣の支援

- ・新型コロナの影響で人員が必要となる医療機関に対して医師・看護師等を派遣する場合、緊急包括支援交付金の補助対象となることを明確化。（12/14より重点医療機関に派遣される場合の補助上限額引き上げ。
医師：1時間7,550円→15,100円、看護師等：1時間2,760円→5,520円）
- ・都道府県ナースセンターに登録されている**潜在看護師等を活用**し、看護協会が調整して、**宿泊療養施設等の人材を確保**。
- ・潜在看護師等が新型コロナウイルス感染症関連施設に安心して就業するために必要な研修や効果的なマッチングスキームを検討。
- ・全国知事会を通じた看護師等の広域派遣。
- ・**日本看護協会が各都道府県看護協会と調整し、県外医療機関に感染管理認定看護師を含めた看護師等の応援派遣をする仕組み**の活用。
- ・**重症者が多い地域**に対して関係学会と連携して**専門医等を派遣**（ECMOnetの活用）。

3. 看護補助者等の確保や民間業者への委託による病棟業務の後方支援

- ・看護補助者の確保につなげるよう、看護補助者向けの感染対策に係る研修教材を作成し、周知。
- ・院内の消毒・清掃等の委託料等は感染拡大防止等支援の補助対象経費であることを明確化し、民間業者への委託を促進。
- ・新型コロナウイルス感染症患者が入院している病棟・病室等の清掃・消毒を**受託可能な民間業者の一覧を医療機関に提供**。
- ・コロナ対応のしわ寄せを受けるその他病棟等に対し、ハローワークによる看護補助者のマッチングを強化し、医療提供体制全体を支援。

4. 看護師等の育児環境の確保

- ・コロナ患者受け入れ医療機関等の医療従事者等の子どもが他の医療機関の院内保育所を入所できるよう、柔軟な対応を依頼。
- ・**保護者の勤務先等の状況のみをもって医療従事者等の子供の保育所への登園を断ることは適切ではないこと等の周知徹底**。
- ・子どもの預け先がなくなることで、医療従事者等が自宅待機、休職又は離職せざるを得ないような状況が発生しないよう、**臨時休園を行う等の場合**においても、**医療従事者等の子ども**については**代替保育の提供**の検討を要請。

1. 高齢者施設等での感染予防及び感染発生時の早期収束

- ・高齢者施設等での感染発生防止策や検査の引き続きの徹底。
- ・感染発生時の早期収束のための感染管理の徹底と感染症対応力向上。

Ⅳ. 人材確保

Ⅴ. 高齢者施設等の対応策

更なる病床確保のための新型コロナ患者の入院受入医療機関への緊急支援

- 感染者の急増により、新型コロナ患者を受け入れる病床が一部の地域で逼迫し始めている中で、さらに必要となる**新型コロナ患者の受入病床と人員を確保**するため、今年度中の緊急的な措置として、**新型コロナ患者の受入病床を割り当てられた医療機関に対して、新型コロナ対応を行う医療従事者を支援して受入体制を強化するための補助**を行う。（国直接執行）

1. 対象医療機関

- 病床確保計画の最終フェーズとなった都道府県又は病床が逼迫し受入体制を強化する必要があると判断した都道府県が、国に申し出て、国が認めた場合、当該都道府県において新型コロナ患者・疑い患者の受入病床を割り当てられている医療機関
 - ・ 都道府県は、病床が逼迫する地域に限定して、国に申し出ることも可能。
 - ・ 医療機関は、申請時点で確保病床の病床使用率が25%以上であること※。医療機関は3/31まで、都道府県からの患者受入要請を正当な理由なく断らないこと。医療機関は2/28までに申請を行うこと。
 - ※ 令和2年12月25日以降新たに割り当てられた確保病床は除く。新たに割り当てられた確保病床は補助の対象。

2. 補助基準額

- 確保病床数に応じた補助（①～③の合計額）
 - ① 重症者病床数×1,500万円
 - ② その他病床数×450万円
 - ③ 協力医療機関の疑い患者病床数×450万円

3. 対象経費

- 令和2年12月25日から令和3年3月31日までにかかる以下の①及び②の経費
 - ① 新型コロナ対応を行う医療従事者の人件費（新型コロナ対応手当、新規職員雇用にかかる人件費等、処遇改善・人員確保を図るもの）
 - ・ ①により、新型コロナ患者の入院受入医療機関が新型コロナ対応を行う医療従事者の処遇改善・確保に取り組む。
 - ・ 新型コロナ対応手当の額、支給する職員の範囲は、治療への関与や院内感染・クラスター防止の取組への貢献の度合いなどを考慮しつつ、医療機関が決定。
 - ② 院内等での感染拡大防止等に要する費用（消毒・清掃・リネン交換等委託、感染性廃棄物処理、個人防護具購入等）
 - ・ ②により、消毒・清掃・リネン交換等の委託料に活用することが可能。看護師等の負担軽減の観点から、医療機関は、これらの業務を民間事業者へ委託できる。
 - ・ ②の経費は、補助基準額の1/3を上限。例えば、補助基準額が7500万円の場合、②の経費への補助金の使用は2500万円が上限となり、補助基準額の補助を受ければ、①の医療従事者の人件費への補助金の使用は5000万円以上となる。

4. 所要額 2,693億円（令和2年度予備費）

5. スケジュール

- ・ 12/25(金) 予備費使用の閣議決定、交付要綱の発出、都道府県からの申出受付開始、補助金の申請受付開始

新型コロナウイルス感染症（変異株）の状況について

- 令和2年12月19日に、英国において感染力が高い可能性のある新型コロナウイルス感染症（変異株）が見つかったと発表。
- 英国において報告された変異した新型コロナウイルスについては、12月21日、WHOにおいて、英国調査によると従来よりも最大70%感染しやすい可能性があること、この変異株によって重症度、抗体反応、ワクチンの有効性に何らかの影響を与えることを示唆する証拠はないこと等の見解が公表されている。
- 我が国においては、空港検疫の検査で陽性となった患者の検体や、英国からの帰国歴のある陽性者等の検体について、国立感染症研究所において、ゲノム解析を実施。

＜日本における変異株の確認状況＞ ※全て英国で報告された変異株

12月25日 英国から到着した乗客で、検疫における検査で陽性となった者 合計5名

12月26日 英国からの帰国歴のある航空機の乗員で自宅待機中に陽性が確認された者及びその濃厚接触者 合計2名

12月27日 英国から帰国した乗客で、検疫における検査で陰性、宿泊施設で待機中に陽性が確認された者 1名

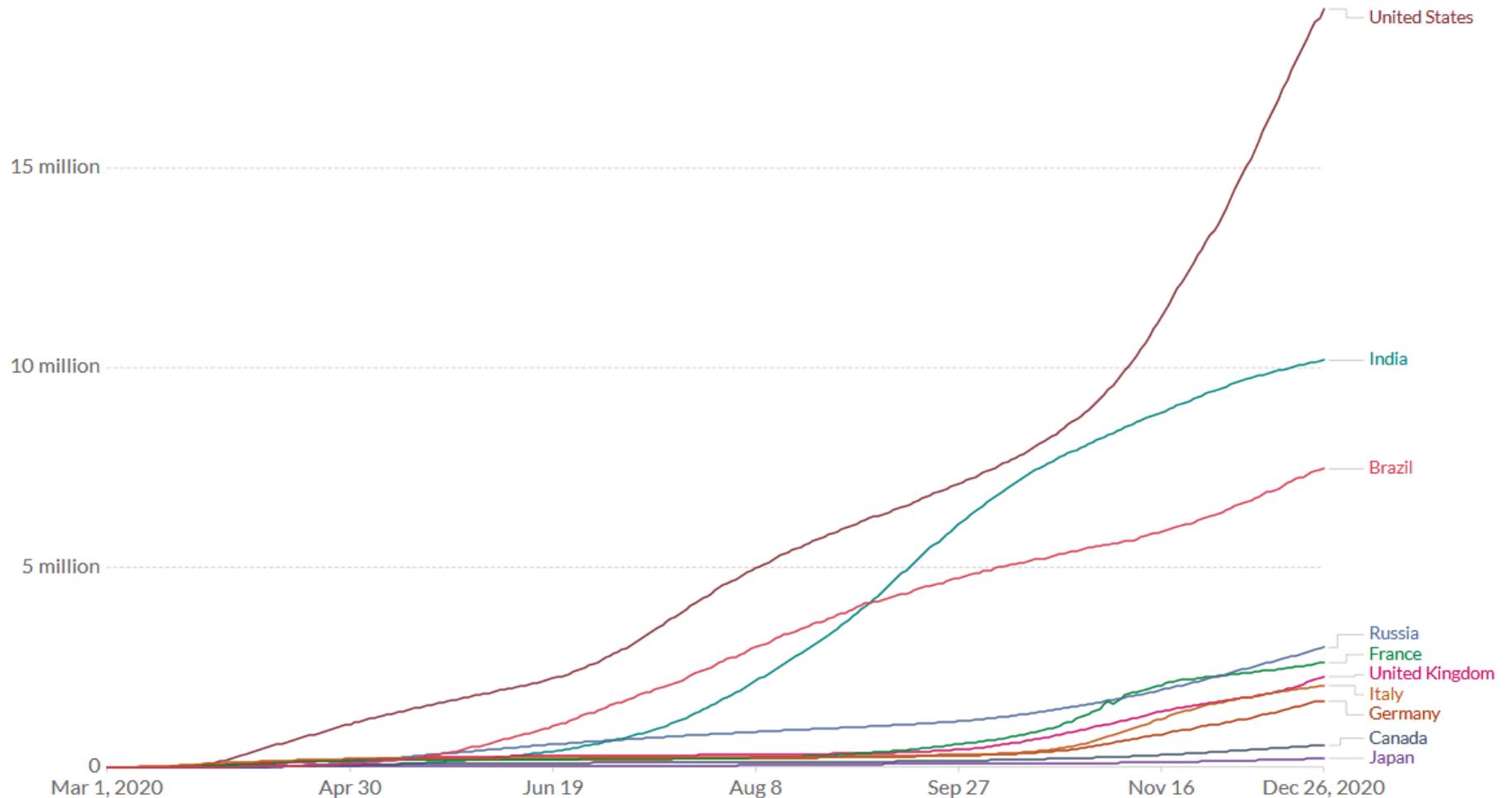
各国の直近の感染状況等 (累積感染者数)

Cumulative confirmed COVID-19 cases

The number of confirmed cases is lower than the number of actual cases; the main reason for that is limited testing.

Our World
in Data

LINEAR LOG



Source: Johns Hopkins University CSSE COVID-19 Data - Last updated 27 December, 06:06 (London time)

CC BY

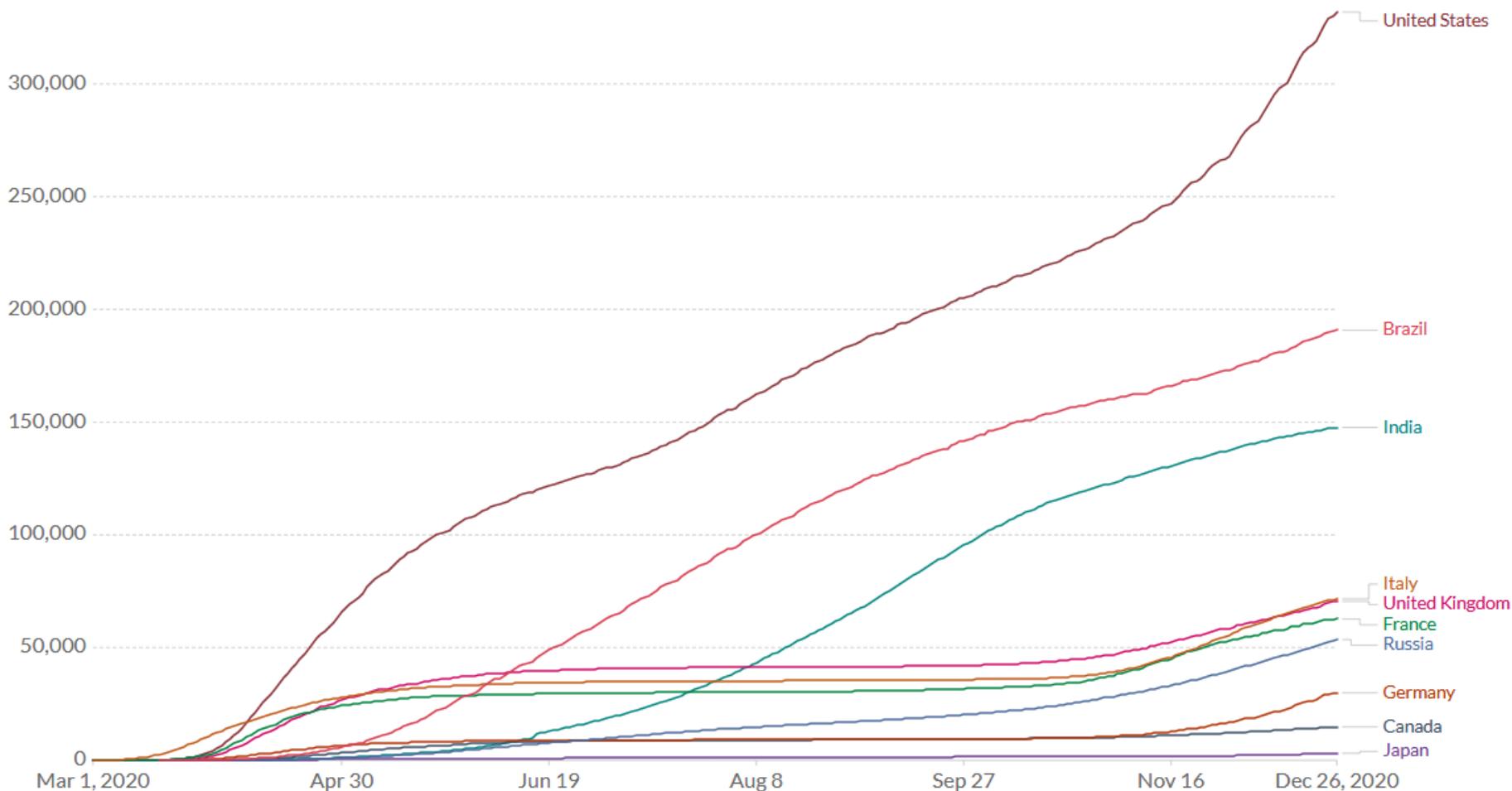
各国の直近の感染状況等 (累積死亡者数)

Cumulative confirmed COVID-19 deaths

Limited testing and challenges in the attribution of the cause of death means that the number of confirmed deaths may not be an accurate count of the true number of deaths from COVID-19.

Our World
in Data

LINEAR LOG



Source: Johns Hopkins University CSSE COVID-19 Data - Last updated 27 December, 06:06 (London time)

CC BY

水際対策強化に係る新たな措置（概要）

令和2年12月28日

資料2

| | 日本人 (ビジネストラックを除く) | | | | 在留資格保持者再入国 | | | | 二国間外国人 レジデンス トラック(注1) | | 二国間ビジネスト ラック(外国人・日 本人)(注1) | | 全ての国・地域から の新規入国 | | 日本在住のビジ ネスパークソンの 短期出張 | |
|------------|---|--|----------------|----------|---|--|----------------|----------|-----------------------------|--------------------|----------------------------------|----------------------|----------------------|--------------------|-----------------------------|--------------------|
| | 英国・南アフリカ 共和国 | 変異ウイルス 確認国(英 国・南アを除 く)(注2) | レベ ル2 | レベ ル3 | 英国・南アフリ カ共和国 | 変異ウイルス 確認国(英 国・南アを除 く)(注2) | レベ ル2 | レベ ル3 | レベル 2 | レベル 3 | レベル 2 | レベル 3 | レベル 2 | レベル 3 | レベル 2 | レベル 3 |
| 検査証明 | ○ | ○ | × | × | ○ | ○(レベル2) ○(レベル3) | × | ○ | × | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × |
| 空港検査 | ○ | ○(レベル2) ○(レベル3) | × | ○ | ○ | ○(レベル2) ○(レベル3) | × | ○ | × | ○ | × | ○ | × | ○ | × | ○ |
| 入国時の追加防疫措置 | 誓約書あり | 誓約書なし | 誓約書なし | | 誓約書あり | 誓約書なし | 誓約書なし | | 企業・団体の誓約書 | 企業・団体の誓約書 | 企業・団体の誓約書 | 企業・団体の誓約書 | 企業・団体の誓約書 | 企業・団体の誓約書 | 企業・団体の誓約書 | 企業・団体の誓約書 |
| | 14日間待機 (※検疫所の確保 する宿泊施設での 待機を求めた上で、 入国後3日目に検査 を実施し、陰性と判 定された者は入国 後14日間の自宅等 での待機を求める ※入国時に検査証 明を提出できない場 合、検疫所が確保 する宿泊施設での 14日間待機を要請) | 14日間待機 (※入国時に検 査証明を提出 できない場合、 検疫所が確保 する宿泊施設 での14日間待 機を要請) | 14日間待機 | | 14日間待機 (※検疫所の確保 する宿泊施設での 待機を求めた上で、 入国後3日目に検査 を実施し、陰性 と判定された者 は入国後14日 間の自宅等で の待機を求め る)(注3) | 14日間待機 (※入国時に検 査証明を提出 できない場合、 検疫所が確保 する宿泊施設 での14日間待 機を要請) (注3) | 14日間待機 | | 14日間待 機 | 14日間待 機 | 本邦活動計画書 | 14日間待 機 | 14日間待 機 | 14日間待 機 | 本邦活動計画書 | 14日間待 機 |
| | 公共交通機関 の不使用 | 公共交通機関 の不使用 | 公共交通機 関の不使用 | | 公共交通機関 の不使用 | 公共交通機関 の不使用 | 公共交通機 関の不使用 | | 公共交通 機関の不 使用 | 公共交通 機関の不 使用 | 公共交通機 関の不使 用 | 公共交通機 関の不使 用 | 公共交通機 関の不使 用 | 公共交通機 関の不使 用 | 公共交通機 関の不使 用 | 公共交通機 関の不使 用 |
| | 位置情報の保存等 | | | | 位置情報 の保存等 | | | | 位置情報 の保存等 (推奨) | 位置情報 の保存等 | 位置情報 の保存等 | 位置情報 の保存等 (推奨) | 位置情報 の保存等 (推奨) | 位置情報 の保存等 | 位置情報 の保存等 | 位置情報 の保存等 |

一時停止 **一時停止**

(注1) 二国間の取り決めに基づくレジデンストラック（11か国：タイ、ベトナム、カンボジア、シンガポール、韓国、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、ラオス、台湾、中国）及びビジネストラック（4か国：シンガポール、韓国、ベトナム、中国）については変更なし。
 (注2) 12月26日指定：フランス、イタリア、アイルランド、アイスランド、オランダ、デンマーク、ベルギー、オーストラリア、イスラエル
 12月27日指定：カナダ（オンタリオ州）
 (注3) 上陸の申請前14日以内にレベル3の国・地域に滞在歴のある者が入国時に検査証明を提出できない場合は、上陸拒否。

水際対策強化に係る新たな措置

令和2年12月23日

1. 英国からの新規入国の一時停止

「国際的な人の往来の再開」（第43回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年9月25日）資料4の1（2））に基づき、本年10月1日から、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件として、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可しているところであるが、12月24日以降、当分の間、この仕組みによる英国からの新規入国を拒否する。

（注）上記に基づく措置は、12月24日午前0時（日本時間）前に外国を出発し、同時刻以降に到着した者は対象としない。

2. 英国への短期出張からの帰国・再入国時における特例措置の一時停止

「国際的な人の往来の再開」（第44回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年10月30日）資料5の1）に基づき、本年11月1日から、日本在住の日本人及び在留資格保持者を対象に、全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時に、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、ビジネストラックと同様の14日間待機緩和を認めているところであるが、12月24日以降、当分の間、この仕組みによる英国からの帰国者・再入国者については14日間待機緩和を認めない。

3. 検疫の強化

（1）英国から帰国する日本人については、新たに出国前72時間以内の検査証明を求める（12月27日の帰国者から当分の間）。帰国時に検査証明を提出できない帰国者に対しては、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）で14日間待機することを要請する。また、12月24日以降、当分の間、新たに帰国時に位置情報の保存等（接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の記録）について誓約を求める。

（2）英国から再入国する在留資格保持者については、出国前72時間以内の検査証明を求めていたところであるが、これに加え、12月24日以降、当分の間、新たに入国時に位置情報の保存等（接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の記録）について誓約を求める。

※ 1～3. の対象者は、本邦への帰国日又は上陸申請日前14日以内に英国における滞在歴のある者

4. 英国への短期渡航の自粛要請

英国には現状、感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）が出ていることも踏まえ、日本在住の日本人及び在留資格保持者に対し、日本への帰国・再入国を前提とする英国への短期渡航を当分の間、自粛するよう改めて要請する。

（以上）

水際対策強化に係る新たな措置（２）

令和２年１２月２５日

１．南アフリカ共和国からの新規入国の一時停止

「国際的な人の往来の再開」（第４３回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和２年９月２５日）資料４の１（２））に基づき、本年１０月１日から、防疫措置を確約できる受入企業・団体があることを条件として、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可しているところであるが、１２月２６日以降、当分の間、この仕組みによる南アフリカ共和国からの新規入国を拒否する。

（注）上記に基づく措置は、１２月２６日午前０時（日本時間）前に外国を出発し、同時刻以降に到着した者は対象としない。

２．南アフリカ共和国への短期出張からの帰国・再入国時における特例措置の一時停止

「国際的な人の往来の再開」（第４４回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和２年１０月３０日）資料５の１）に基づき、本年１１月１日から、日本在住の日本人及び在留資格保持者を対象に、全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時に、防疫措置を確約できる受入企業・団体があることを条件に、１４日間待機緩和を認めているところであるが、１２月２６日以降、当分の間、この仕組みによる南アフリカ共和国からの帰国者・再入国者については１４日間待機緩和を認めない。

３．検疫の強化

（１）南アフリカ共和国から帰国する日本人については、新たに出国前７２時間以内の検査証明を求める（１２月２９日の帰国者から当分の間）。帰国時に検査証明を提出できない帰国者に対しては、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）で１４日間待機することを要請する。また、１２月２６日以降、当分の間、新たに帰国時に位置情報の保存等（接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の記録）について誓約を求める。

（２）南アフリカ共和国から再入国する在留資格保持者については、出国前７２時間以内の検査証明を求めていたところであるが、これに加え、１２月２６日以降、当分の間、新たに入国時に位置情報の保存等（接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の記録）について誓約を求める。

※ 以上の対象者は、本邦への帰国日又は上陸申請日前１４日以内に南アフリカ共和国における滞在歴のある者

（３）英国及び南アフリカ共和国から入国して１４日間経過していない者について、健康フォローアップを徹底する。

（４）オーストラリアは入国拒否対象地域とはなっておらず、本邦への帰国又は上陸申請日前１４日以内に同国に滞在歴のある者について、空港での検査を原則実施していないが、１２月２６日以降、新たに空港での検査を実施する。

※（４）の対象者は、本邦への帰国日又は上陸申請日前１４日以内にオーストラリアにおける滞在歴のある者

４．南アフリカ共和国への短期渡航の自粛要請

南アフリカ共和国に対しては、現状、感染症危険情報レベル３（渡航中止勧告）が出ていることも踏まえ、日本在住の日本人及び在留資格保持者に対し、日本への帰国・再入国を前提とする南アフリカ共和国への短期渡航を当分の間、自粛するよう改めて要請する。 （以上）

水際対策強化に係る新たな措置（3）

令和2年12月25日

1. 変異株流行国からの入国者の宿泊施設での待機及び検査

12月26日以降、英国及び南アフリカ共和国からの入国者については、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）での待機を求める。その上で、入国後3日目において、改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の自宅等での待機を求めることとする。

なお、英国及び南アフリカ共和国からの入国者のうち、出国前72時間以内の検査証明を入国時に提出できない日本人について、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）での14日間待機を求めている取扱いは、従前のおりとする。

※ 1. の対象者は、本邦への帰国日又は上陸申請日前14日以内に英国又は南アフリカ共和国における滞在歴のある者

2. 変異株流行国からの航空便の搭乗人数の抑制

英国からの航空便について、当面1週間新規予約の受付を原則停止し、既存予約分でのフライトとする。その後、搭乗客数を抑制した運航とする。

（以上）

水際対策強化に係る新たな措置（４）

令和２年１２月２６日

１．全ての国・地域からの新規入国の一時停止

「国際的な人の往来の再開」（第４３回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和２年９月２５日）資料４の１（２））に基づき、本年１０月１日から、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件として、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可しているところであるが、本年１２月２８日から令和３年１月末までの間、この仕組みによる全ての国・地域（英国及び南アフリカ共和国を除く）からの新規入国を拒否する。

（注１）上記１．に基づく措置は、１２月２８日午前０時（日本時間）から行うものとする。

（注２）この仕組みを使うことを前提とした発給済みの査証を所持する者については、原則として入国を認める。ただし、本邦への上陸申請日前１４日以内に英国または南アフリカ共和国における滞在歴のある者、並びに令和３年１月４日午前０時（日本時間）以降の入国者で、本邦への上陸申請日前１４日以内に感染症危険情報レベル３（渡航中止勧告）対象国・地域における滞在歴のある者を除く。

２．全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時における特例措置の一時停止

「国際的な人の往来の再開」（第４４回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和２年１０月３０日）資料５の１）に基づき、本年１１月１日から、日本在住の日本人及び在留資格保持者を対象に、全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時に、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、１４日間待機緩和を認めているところであるが、本年１２月２８日から令和３年１月末までの間、この仕組みによる全ての国・地域（英国及び南アフリカ共和国を除く）からの帰国者・再入国者について、１４日間待機緩和を認めない。

３．検疫の強化

国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと政府当局が発表している国・地域（英国及び南アフリカ共和国を除く）（注１）からのすべての入国者及び帰国者（ビジネス・トラック及びレジデンス・トラックによる入国者及び帰国者を除く。）について、本年１２月３０日から令和３年１月末までの間、出国前７２時間以内の検査証明を求めるとともに、入国時の検査を実施する。検査証明を提出できない者に対しては、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）で１４日間待機することを要請する。

（注１）該当する国・地域は、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表する。１２月２６日現在、該当する国・地域は以下のとおり。

フランス、イタリア、アイルランド、アイスランド、オランダ、デンマーク、ベルギー、オーストラリア、イスラエル

（注２）本邦への上陸申請日前１４日以内に注１の国・地域に滞在歴のある入国者及び帰国者を対象とする。

（注３）上記３．に基づく措置は、１２月３０日午前０時（日本時間）から行うものとする。今後指定された国・地域については、指定の日の４日後の日の午前０時から実施する。

（以上）

- 直近の感染状況や例年の季節性インフルエンザの流行動向を踏まえると、年末年始においても疑い患者や新型コロナウイルス感染症患者の増加が起りうることを想定されるため、**12月2日に事務連絡を发出**し、各都道府県に対し、年末年始にも引き続き診療・検査体制や入院体制等を維持・確保することを要請。

【主な要請事項】

- ・ 年末年始の電話相談や受診調整に対応する受診・相談センター、保健所等の人員・電話回線を拡充すること
 - ・ 地域の医療機関や医師会等と事前に調整し、発熱患者の診療・検査に対応可能な医療機関、入院患者の受入医療機関を確保すること
 - ・ 感染拡大地域においては、医師が入院の必要がないと判断した無症状者・軽症者は宿泊療養（自宅療養）とするなど、医療資源を重症化リスクのある者に重点化していくこと
- **相談体制**については、**全都道府県で24時間対応できる体制を確保**。**診療・検査体制**についても、都道府県において**例年の年末年始の医療提供体制の仕組みも活用し、例年同等又はそれ以上の体制を確保**。

1. 相談体制

- 受診・相談センター（全国約600箇所）等を活用し、年末年始も24時間対応できるよう体制を確保。
- さらに、回線数の増設や、地域の医師会等への相談窓口の設置等、地域の実情に応じて、体制を強化。

（例）

東京都：東京都発熱相談センターの電話回線数を35回線から60回線に増強

2. 診療・検査、入院体制

- 地域医師会や自治体単位で体制を確認。地域医師会等の協力により、休日・夜間診療所による対応、輪番制による対応、HP等に対応医療機関を公表する等により、都道府県ごとに、地域の実情に応じて、体制を確保。

(例)

東京都：年末年始に対応する医療機関として約1,300箇所の医療機関を確保し、更に体制整備中。

- 入院体制について、病床・宿泊療養施設確保計画に沿って、各都道府県で感染状況に応じて病床を確保。

【病床・宿泊療養施設確保計画（最終フェーズ）】

・即応病床（計画）数：27,624床（うち重症者向け3,668床）

<12月23日時点における確保数>

・確保病床数：27,516床（うち重症者向け3,616床）

3. 検査（分析）体制

- 医療機関で行われる抗原簡易キット等による検査のほか、年末年始においても医療機関等からの委託により、必要なPCR等検査が迅速に行えるよう、各民間検査機関に対し、

・需要に応じた検査が受託できるよう体制を整えること

・受託可能件数を上回る件数の検査依頼があった場合は、厚生労働省に連絡すること

（連絡に対応し厚生労働省において他の検査機関と調整）

を要請（12月2日及び18日）。

- 各民間検査機関の年末年始の稼働予定を確認した結果、通常の土日祝日と同程度以上の受託が可能であることを確認。（12月の土日の平均実施件数1.8万件に対し、12月29日～1月3日の平均実施可能件数3.9万件）

| | 人口 | ①病床のひっ迫具合 | | | | ②療養者数 | ③陽性者数／PCR検査件数 (最近1週間) | ④直近1週間の陽性者数 | ⑤直近1週間とその前1週間の比 | ⑥感染経路不明な者の割合 |
|----------|---------|-----------|-----------|-------------------|---------------------|------------------|--------------------------|------------------|-----------------|--------------|
| | | 全入院者 | | 重症患者 | | | | | | |
| | | 確保病床利用率 | 確保想定病床利用率 | 確保病床利用率 【重症患者】 | 確保想定病床利用率 【重症患者】 | | | | | |
| 時点 | 2019.10 | 12/22 | 12/22 | 12/22 | 12/22 | 12/22 | ~12/20(1W) | ~12/24(1W) | ~12/18(1W) | |
| 単位 | 千人 | % (前週差) | % (前週差) | % (前週差) | % (前週差) | 対人口10万人 (前週差) | % (前週差) | 対人口10万人 (前週差) | (前週差) | % (前週差) |
| ステージⅢの指標 | | 25% | 20% | 25% | 20% | 15 | 10% | 15 | 1 | 50% |
| ステージⅣの指標 | | | 50% | | 50% | 25 | 10% | 25 | 1 | 50% |
| 北海道 | 5,250 | 51.1% | 51.1% | 17.0% | 17.0% | 33.3 | 5.3% | 15.79 | 0.84 | 21.2% |
| 大阪府 | 8,809 | 66.9% | 63.8% | 64.5% | 64.5% | 41.2 | 7.9% | 21.95 | 0.83 | 45.9% |
| 東京都 | 13,921 | 53.7% | 53.7% | 68.6% | 68.6% | 43.2 | 6.5% | 32.66 | 1.15 | 58.2% |
| 愛知県 | 7,552 | 55.5% | 55.5% | 37.9% | 32.2% | 28.6 | 10.0% | 18.54 | 1.00 | 41.3% |
| 広島県 | 2,804 | 46.7% | 46.7% | 22.2% | 22.2% | 39.7 | 4.8% | 23.15 | 0.92 | 48.0% |
| 埼玉県 | 7,350 | 53.6% | 47.1% | 24.6% | 16.0% | 29.8 | 5.8% | 18.82 | 1.17 | 41.2% |
| 千葉県 | 6,259 | 33.5% | 32.0% | 17.8% | 10.0% | 21.4 | 6.4% | 16.68 | 1.27 | 51.1% |
| 神奈川県 | 9,198 | 27.7% | 27.7% | 28.5% | 28.5% | 22.0 | 6.7% | 24.20 | 1.32 | 51.8% |
| 群馬県 | 1,942 | 61.8% | 61.8% | 14.1% | 14.1% | 17.6 | 6.0% | 11.59 | 0.77 | 38.0% |
| 高知県 | 698 | 59.5% | 59.5% | 6.9% | 6.9% | 29.7 | 8.3% | 19.63 | 0.89 | 43.1% |
| 沖縄県 | 1,453 | 30.3% | 30.3% | 28.3% | 28.3% | 18.8 | 4.5% | 13.83 | 1.02 | 34.6% |
| 岐阜県 | 1,987 | 42.9% | 42.9% | 15.7% | 15.7% | 18.5 | 6.2% | 13.39 | 1.07 | 41.3% |
| 京都府 | 2,583 | 34.7% | 31.5% | 31.4% | 31.4% | 28.6 | 7.6% | 21.14 | 1.13 | 44.6% |
| 静岡県 | 3,644 | 40.0% | 39.3% | 21.1% | 11.9% | 13.6 | 3.1% | 5.08 | 0.86 | 45.9% |
| 宮城県 | 2,306 | 29.0% | 22.2% | 14.0% | 9.2% | 15.1 | 5.3% | 10.49 | 0.92 | 48.0% |
| 福島県 | 1,846 | 34.8% | 34.8% | 11.9% | 10.0% | 9.3 | 2.3% | 6.99 | 1.21 | 43.1% |
| 全国 | 126,167 | 38.1% | 37.0% | 28.1% | 26.1% | 22.1 | 5.9% | 15.62 | 1.07 | 44.7% |
| 茨城県 | 2,860 | 21.5% | 21.5% | 14.1% | 14.1% | 7.9 | 2.2% | 5.07 | 0.85 | 23.9% |
| 長野県 | 2,049 | 37.7% | 37.7% | 10.4% | 10.4% | 7.6 | 3.2% | 2.83 | 0.48 | 23.9% |

各都道府県における営業時間短縮要請等の取組状況

(12月28日15時現在)

| 自治体 | 営業時間短縮等 | 協力金 | 外出自粛 | 往来自粛 |
|-----|--|---|---|--|
| 北海道 | すすきの地区 ～22時 (酒類提供飲食店等) 11/7～12/25 札幌市内 休業要請 (接待を伴う飲食店) 11/28～12/25 札幌市内 ～22時 (接待を伴う飲食店) 12/26～1/15 | <初回時> 1店舗20万円 <2回目・3回目延長時> 1店舗 時短要請：30万円 休業要請：60万円 <4回目> 1店舗50万円 | 感染リスクが回避できない 場合、 ・札幌市内・旭川市内の 不要不急の外出自粛 | 感染リスクが回避できない 場合、 ・札幌市内外の不要不急 の往来自粛 等 |
| 大阪府 | 大阪市北区・中央区～21時 (酒類提供飲食店等) 11/27～12/15 大阪市全域 ～21時 (酒類提供飲食店等) 12/16～1/11 | <初回時 北区・中央区> 1店舗58万円 <市内全域> 1店舗76万円 (～29日) 1店舗72万円 (～11日) | 不要不急の外出自粛 | |
| 東京都 | 23区及び多摩地域 ～22時 (酒類提供飲食店等) 11/28～1/11 | <初回時> 1事業者40万円 <2回目延長時> 1事業者100万円 | 不要不急の外出自粛 | |
| 愛知県 | 名古屋市 錦・栄地区 ～21時 (酒類提供飲食店等) 11/29～12/17 全域 ～21時 (酒類提供飲食店等) 12/18～1/11 | <初回時 錦・栄地区 > 1事業者40万円 <県内全域> 1店舗100万円 | 不要不急の行動自粛 | 県をまたぐ不要不急の移動 自粛 |
| 広島県 | 広島市内 ～20時 (酒類提供飲食店等) 12/17～1/3 ※感染予防対策を 講じない店舗は休業 | 1店舗 時短要請：72万円 休業要請：82万円 | できる限り外出機会を削減 ※ 広島市及び近隣市町 | |

各都道府県における営業時間短縮要請等の取組状況

(12月28日15時現在)

| 自治体 | 営業時間短縮等 | 協力金 | 外出自粛 | 往来自粛 |
|------|--|----------------------------------|---|------------------------------|
| 埼玉県 | 県内全域 (ガイドライン不遵守) 休業要請 11/26～ ※協力金支給なし さいたま市大宮区、川口市、越谷市 ～22時 (酒類提供飲食店等) 12/4～1/11 | 初回 1店舗32万円 (2回目40万円、3回目60万円) | 高齢者や基礎疾患のある方の不要不急の外出自粛 (仕事、授業、受診、買い物、屋外での運動・散歩を除く) | |
| 千葉県 | 浦安市等11団体～22時 (酒類提供飲食店) 12/2～12/22 ※酒類提供時間の短縮要請 千葉市及び東葛地域 ～22時 (酒類提供飲食店) 12/23～1/11 | 1店舗80万円 ※酒類提供時間短縮の部分は協力金なし | 感染リスクの高い場所への不要不急の外出は控えて | 東京都等の感染リスクの高い場所への不要不急の外出は控えて |
| 神奈川県 | 横浜市・川崎市 ～22時 (酒類提供飲食店等) 12/7～1/11 | 初回 1店舗最大 22万円 (2回目最大100万円) | 外出は可能な限り自粛 | |
| 群馬県 | 桐生市等 5 団体～22時 (酒類提供飲食店等) 12/15～1/11 大泉町・邑楽町～22時 (酒類提供飲食店等) 12/22～1/11 | 1店舗28万円 1店舗54万円 (2回目は56万円) | 生活に必要な場合を除き、不要不急の外出を自粛 | |
| 高知県 | 県内全域～20時 (酒類提供飲食店等) 12/16～1/11 | 1店舗108万円 | 重症化リスクの高い方は、「酒類を提供する飲食店」への外出を控える | |

各都道府県における営業時間短縮要請等の取組状況

(12月28日15時現在)

| 自治体 | 営業時間短縮等 | 協力金 | 外出自粛 | 往来自粛 |
|-----|--|----------------------------|---------------------------|--|
| 沖縄県 | 那覇市等5団体 ~22時 (飲食店等) 12/17~1/11 | 初回1事業者48万円 (2回目56・72万円) | | 来島自粛を求めている離島への往来自粛 その他の離島についても、本島と離島間、離島と離島間の移動は必要最小限 |
| 岐阜県 | 岐阜市等42団体 ~21時 (酒類提供飲食店等) 12/18~1/11 | 1店舗100万円 途中追加地域72万円 | | 県をまたぐ不要不急の往来特に愛知県との往来を自粛 |
| 京都府 | 京都市全域 ~21時 (酒類提供飲食店等) 12/21~1/11 | 1店舗最大88万円 | 府域内の往来についても、必要性を改めて検討して行動 | 大阪府などへの不要不急の外出を極力控える |
| 静岡県 | 富士市 ~20時 (酒類提供飲食店) 12/23~1/5 | 1事業者最大56万円 | | 北海道の札幌市、旭川市、群馬県、東京都、神奈川県、愛知県、岐阜県、大阪府との往来は、感染リスクが回避できない場合は自粛。その他、地域ごとの状況に応じ、慎重な行動 |
| 宮城県 | 仙台市青葉区国分町2丁目等~22時 (酒類提供飲食店) 12/28~1/11 | 1施設60万円 | | 移動はできる限り慎重に。北海道、首都圏、中部圏、関西圏などの感染が拡大している地域との間の移動は、特に、慎重に |
| 福島県 | 福島市全域 ~22時 (酒類提供飲食店) 12/28~1/11 | 1店舗最大60万円 | | 感染拡大地域に移動する場合は、移動の必要性を慎重に判断 |

※茨城県では、営業時間短縮要請を12/20に終了。現在、常総市、城里町において、不要不急の外出自粛を要請。

長野県では、営業時間短縮要請を12/20に終了。現在、感染拡大地域への訪問を控えるよう要請中。